

加盟団体規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下、「日連」という。）定款第5条の規定により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 日連定款第5条の規定による加盟団体は、定款に定める日連の目的に賛同し、日連と連携及び協働する47都道府県下における唯一の団体とする。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、社会的存在としての責任を自覚し、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、次の各号に掲げる取り組みを自主的、自律的に行わなければならない。

- (1) 日連、他の都道府県連盟、地方ブロック連盟及びスポーツ協会等の関連団体と連携及び協働の上、ボクシング競技の普及、推進及び競技力の向上に努めること。
- (2) ボクシング競技に携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、ボクシング競技の健全な普及、発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化、充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。

第2章 組織

(加盟団体の組織)

第4条 加盟団体は、各都道府県下においてボクシング競技を統轄する団体として第14条第1号から第8号までに掲げる項目及び基準を満たした組織を有しなければならない。

第3章 権利

(加盟団体の権利)

第5条 加盟団体は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 日連定款第6条第1項第1号の加盟団体を代表する者（正会員）の選任
- (2) 日連の理事、監事改選時における理事、監事候補者の推挙
- (3) 日連が加盟団体と連携して行う事業への参画又は応募
- (4) 日連が主催又は共催する競技会への代表選手の派遣
- (5) 日連が加盟団体を対象として行う意見募集への応募
- (6) 日連の加盟団体であることの呼称

(7) 日連が提供した情報の取得

第4章 義務

(遵守すべき事項)

第6条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ庁が令和元年8月27日付けで策定したスポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉の適状状況について、年1回自己説明及び公表に努めなければならない。

2 加盟団体は、前項に加えて次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 関連法令及び加盟団体に適用する日連諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (2) 暴力、暴言、セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) 日本アンチ・ドーピング規程の遵守その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) ボクシング競技に携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員の関係者に日連倫理規則第4条に規定する事項を遵守させるとともに、日連が定めるコンプライアンス規則に則り、必要となる諸規程及び体制を整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(加盟団体への助言)

第7条 加盟団体は、前条及びその組織運営に関して日連の助言を求めることができる。

(届出義務)

第8条 加盟団体は、毎事業年度開始1か月前から開始1か月後までの間に、次の各号に掲げる書類を日連に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書

第9条 加盟団体は、毎事業年度終了後4か月以内に、次の各号に掲げる書類を日連に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 役員名簿

第10条 前2条の規定は、当該書類がインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する電磁的方法により不特定多数の者が情報の提供を受けることができる状態にある場合においては適用しないことができる。

2 前項の場合において、当該加盟団体は当該状態にあることを事前に日連に通知するとともに、最新年度のものから過去5年分を常に公開するように努めなければならない。

第11条 加盟団体は、規約又は会則等、登記事項その他既に日連に届け出た事項に変更

があった場合には、速やかに書面をもって日連に届けなければならない。

2 加盟団体は、組織運営等に関する日連からの問い合わせに対し、適切に対応しなければならない。

第12条 加盟団体は、定款第8条第1項の規定により会費を毎年5月末までに納入しなければならない。金額については、別に定める。

第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第13条 定款5条第1項の規定により新たに日連に加盟しようとする団体は、その代表者から次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 加盟希望理由書
- (3) 誓約書
- (4) 規約又は会則等組織運営に関する諸規程
- (5) 役員名簿
- (6) 前年度事業報告書及び収支決算書
- (7) 当該年度事業計画書及び収支予算書

第14条 会長は、前条の規定により加盟申請があったときは、次の各号に掲げる審査項目及び基準に基づき、コンプライアンス委員会の審査を受け、理事会及び総会に諮らなければならない。

- (1) スポーツ団体としての資格を有していること。
 - ア ボクシング競技の普及、推進に寄与し、公益性のある目的、活動であること。
 - イ 私的な利益、政治的又は宗教的な目的や活動でないこと。
- (2) アマチュアボクシング競技の都道府県下を統轄する唯一の団体であること。
- (3) 登録団体が相当数に達し地域的な偏りがないこと、かつ相当数の登録者があること。
- (4) 規約又は会則が整備され、組織が堅実であること。
- (5) 予算が確立し、決算が妥当であること。
- (6) 役員構成に団体としての信頼性及び客観性があること。
- (7) 原則として、数年間にわたり事業実績があり、社会的に評価されていること。

(脱退)

第15条 加盟団体が日連を脱退しようとするときは、理由を付した脱退届を会長に提出しなければならない。

第6章 地方ブロック連盟

(地方ブロック連盟の構成)

第 16 条 加盟団体は、別表のとおり地方ブロック連盟を構成しなければならない。

(地方ブロック連盟の使命)

第 17 条 地方ブロック連盟は、加盟団体と同様に本規程第 3 条に規定する使命を担い、同条第 1 号～第 3 号に規定する取り組みを行わなければならない。

(地方ブロック連盟の権利)

第 18 条 地方ブロック連盟は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 日連の理事、監事改選時における理事、監事候補者の推挙
- (2) 日連が加盟団体と連携して行う事業への参画又は応募
- (3) 日連が主催又は共催する競技会への代表選手の派遣
- (4) 日連が認める地方ブロック連盟であることの呼称
- (5) 日連が提供した情報の取得

(地方ブロック連盟の義務)

第 19 条 地方ブロック連盟に対しては、加盟団体と同様に第 6 条～第 11 条の規定が適用され、地方ブロック連盟はそれを遵守しなければならない。

(ブロック協議委員会)

第 20 条 地方ブロック連盟は、その代表者により日連のブロック協議委員会を構成する。

2 ブロック協議委員会の詳細は、ブロック協議委員会規則により別に定める。

第 7 章 監督

(検査)

第 21 条 日連は、加盟団体及び地方ブロック連盟の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体及び地方ブロック連盟に必要な応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第 22 条 前条の規定により加盟団体及び地方ブロック連盟の組織運営等に改善を求めることが必要であると認められるときは、日連は加盟団体及び地方ブロック連盟に対し必要な指導を行うことができる。

(調査)

第 23 条 日連は、加盟団体及び地方ブロック連盟の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認める場合は、当該加盟団体及び当該地方ブロック連盟に対しその組織運営等の状況に関し報告を求め、又は日連の倫理・資格審査委員会委員等に当該加盟団体及び当該地方ブロック連盟の事務所を訪問させ、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他資料を閲覧、謄写させ若しくは加盟団体及び地方ブロック連盟の役職者等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第 24 条 加盟団体及び地方ブロック連盟は、第 21 条から前条までの規定による日連の監督行為に対し協力しなければならない。

(処分)

第 25 条 加盟団体及び地方ブロック連盟が第 6 条、第 8 条～第 12 条及び前条の規定する義務を怠る等組織運営に適正を欠いたとき又は第 14 条に規定する審査項目及び基準を満たさないとき等日連の加盟団体及び地方ブロック連盟として不相当と認められる場合は、日連は、次の各号に掲げる処分を行う。ただし地方ブロック連盟に対しては第 4 号「退会」は適用できないものとする。

- (1) 注意
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会の決議を経て別に定める。

3 第 1 項の処分に伴い。日連と当該加盟団体及び当該地方ブロック連盟が連携する事業の取扱いは、当該事業を所管する専門部及び専門委員会において協議の上、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体及び当該地方ブロック連盟がその費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第 26 条 前条の第 1 項の規定により日連が決定した処分に不服があるときは、日連、当該加盟団体及び地方ブロック連盟は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「特定調停合意による基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則」に基づくスポーツ調停手続きにより解決するものとする。

第 8 章 その他

(脱退又は退会に伴う会費等の取扱い)

第 27 条 加盟団体が第 15 条により脱退し又は第 25 条第 1 項により退会した場合において、既に納付した会費等は、理由のいかんを問わず返還しない。また、脱退又は退会前に支払い義務が生じた会費等は、直ちに納付しなければならない。

(規程の変更)

第 28 条 この規程は、理事会及び総会の承認を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 30 日から施行する。

別表（第16条関係）

1. 北海道ブロック		6. 関西ブロック（2府4県）	
01	北海道	25	滋賀県
2. 東北ブロック（6県）		26	京都府
02	青森県	27	大阪府
03	岩手県	28	兵庫県
04	宮城県	29	奈良県
05	秋田県	30	和歌山県
06	山形県	7. 中国ブロック（5県）	
07	福島県	31	鳥取県
3. 関東ブロック（1都7県）		32	島根県
08	茨城県	33	岡山県
09	栃木県	34	広島県
10	群馬県	35	山口県
11	埼玉県	8. 四国ブロック（4県）	
12	千葉県	36	香川県
13	東京都	37	徳島県
14	神奈川県	38	愛媛県
15	山梨県	39	高知県
4. 北信越ブロック（5県）		9. 九州ブロック（8県）	
16	新潟県	40	福岡県
17	長野県	41	佐賀県
18	富山県	42	長崎県
19	石川県	43	熊本県
20	福井県	44	大分県
5. 東海ブロック（4県）		45	宮崎県
21	静岡県	46	鹿児島県
22	愛知県	47	沖縄県
23	三重県		
24	岐阜県		